

〇障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例

令和2年3月31日条例第11号

改正

令和6年3月29日条例第14号

障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例

福島市では、障がいのある人の自立と社会参加を目指しリハビリテーションや、共に生きる社会を目指すノーマライゼーション、全ての人のためのデザインを目指すユニバーサルデザインの理念を継承しながら、障がいの有無にかかわらず、安全で安心して暮らせるよう、これまでも様々な施策を推進してきました。

しかしながら、今なお、私たちを取り巻く社会では障がいがあることで、周囲からの偏見や、それに伴う差別的な対応を受けていると感じている人、生活の中で暮らしにくさを感じている人がいます。

また、東日本大震災では障がいのある人も多大な被害を受け、障がいのある人と障がいのない人の平時からの地域社会でのつながりが大切であるとの教訓を得ました。

このような中、復興五輪として位置づけられている東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、福島市でも野球・ソフトボール競技が行われます。これを契機に、福島市ではユニバーサルデザインの理念を包含したバリアフリー化を推進し、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現に向けた行動をレガシーとして次世代へつないでいくために、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人が障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合い、安全で安心して共にいきいきと暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人及び障がいのない人がその人権を尊重され、かつ、平等に権利を行使すること並びに互いにその人格と個性を尊重し、及び支え合うことを通じて、全ての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の推進する施策の基本的事項を定めることにより、共生社会の実現のための施策の総合的かつ計画的な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障害を含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 差別 障がいを理由として、不当な取扱いをし、又は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。
- (6) 合理的な配慮 障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を行うことをいう。
- (7) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいう。
- (8) バリアフリー 障がいの有無、年齢、性別等の違いにかかわらず、全ての人が安全で安心な利用しやすい配慮の下に誰にでもやさしいまちづくりをすること並びに全ての人が自由に行動し、

社会参加する上で妨げとなる社会的、制度的又は心理的な障壁を生じさせないこと及び取り除くことをいう。

- (9) 心のバリアフリー 様々な心身の特性及び考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションを図り、及び支え合うことをいう。

(基本理念)

第3条 共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を尊重されること。
- (2) 全ての市民及び事業者が障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別が解消されること。
- (3) 全ての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において安全で安心して暮らし、及び他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (5) 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）、点字、音訳等の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深め、共生社会の実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、地域の中で共にいきいきと暮らしていけるよう努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、地域の中で共にいきいきと暮らしていけるよう努めるとともに、市が推進する施策に協力し、及び障がいのある人に対し合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(差別及び虐待の禁止)

第7条 何人も、障がいのある人又はその家族等に対し、差別をしてはならない。

- 2 何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはならない。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の障がい等の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の障がい等の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

(バリアフリー化の推進)

第9条 市、市民及び事業者は、バリアフリーに対する理解を深め、バリアフリー化の推進に努めるとともに、心のバリアフリーについて配慮するよう努めるものとする。

- 2 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、バリアフリーが実現された環境の整備に努めるものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第10条 市は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるも

のとする。

(相談体制の整備)

第11条 市は、障がいのある人、その家族、事業者その他関係者（以下「相談者」という。）からの障がいを理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）に的確に対応するため、必要な相談体制の整備を図るものとする。

2 市は、相談を受けた場合は、必要に応じ、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 相談者に対して、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 相談者と相談内容に関係する者との必要な調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関との連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相談に関する必要な対応を行うこと。

(職員対応要領)

第12条 市は、その職員が適切に対応するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第10条第1項に規定する地方公共団体等職員対応要領（以下「職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 市は、職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 市の職員は、職員対応要領を遵守しなければならない。

(計画の策定)

第13条 市は、基本理念にのっとり、この条例の目的を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定する。

(施策の推進方針)

第14条 市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 共生社会の理念の理解促進のための啓発及び広報に関する施策
- (2) 障がいのある人が地域で安心して暮らすための生活支援に関する施策
- (3) 地域社会における障がいのある人の自立と社会参加の支援に関する施策
- (4) 障がいのある人が安全で安心して暮らせる生活環境に関する施策
- (5) 障がい児の年齢に伴って変化する生活段階に応じた健やかな成長を支援するための児童の育成に関する施策
- (6) 障がいのある人の保健及び医療に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、推進方針の策定に当たっては、計画その他市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(推進組織の設置等)

第15条 市は、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会その他共生社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進するための附属機関として、福島市いきいき共生推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画に関すること。
- (2) この条例の目的の総合的かつ計画的な推進及びその施策の実施状況の進捗管理に関すること。
- (3) 市において関係機関が行う障がいを理由とする差別を解消するための取組の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 推進委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(財政上の措置)

第16条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部改正（略）

(福島市社会福祉審議会条例の一部改正)

4 福島市社会福祉審議会条例（平成30年条例第5号）の一部改正（略）

附 則（令和6年3月29日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(福島市社会福祉審議会条例の一部改正)

2 福島市社会福祉審議会条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第10項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。